

参考配布

令和4年3月7日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長

篠崎 拓也

主任中央需給調整事業指導官 大塚 陽太郎

課長補佐

森岡 巨博

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335)

(直通電話) 03(3502)5227

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令

標記について、大阪労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、大阪労働局が配布した資料です。



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局 Press Release

大阪労働局発表
令和4年3月7日

| | |
|--------|--|
| 担 当 | 大阪労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 谷口 正門 主任需給調整指導官 大戸 孝司 電話 06-4790-6319 |
|--------|--|

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

大阪労働局（局長：木原 亜紀生）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分派遣元事業主

| | |
|----------|--|
| 名 称 | 株式会社ワークステーションMEG |
| 代表者の職氏名 | 代表取締役 末吉 晃一郎 |
| 事業主所在地 | 大阪市西区阿波座一丁目4番4号 |
| 許可に関する事項 | 許 可 番 号 派 27-302527 許 可 年 月 日 平成 29 年 5 月 1 日 |

第2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第4のとおり）

第3 処分理由

株式会社ワークステーションMEGは、自己の雇用する労働者15名について、少なくとも平成30年10月16日から令和3年3月15日までの間、取引先とする旅館・ホテルとの間で業務委託契約と称する契約を締結し、延べ4,355

人日にわたり、仲居業務に従事させていたが、その実態は、旅館・ホテルの社員による指揮命令を受けて労働に従事する労働者派遣であったものであり、本件労働者派遣の役務の提供を行うにあたり、労働者派遣法第26条第1項、同法第26条第5項、同法第26条第9項、同法第34条、同法第35条、同法第37条の規定に違反したものである。

(別添1「事案の概要図」)

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

1 労働者派遣事業、請負事業のすべてを対象として、労働者派遣法及び職業安定法（昭和22年法律第141号）に則して適正に行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

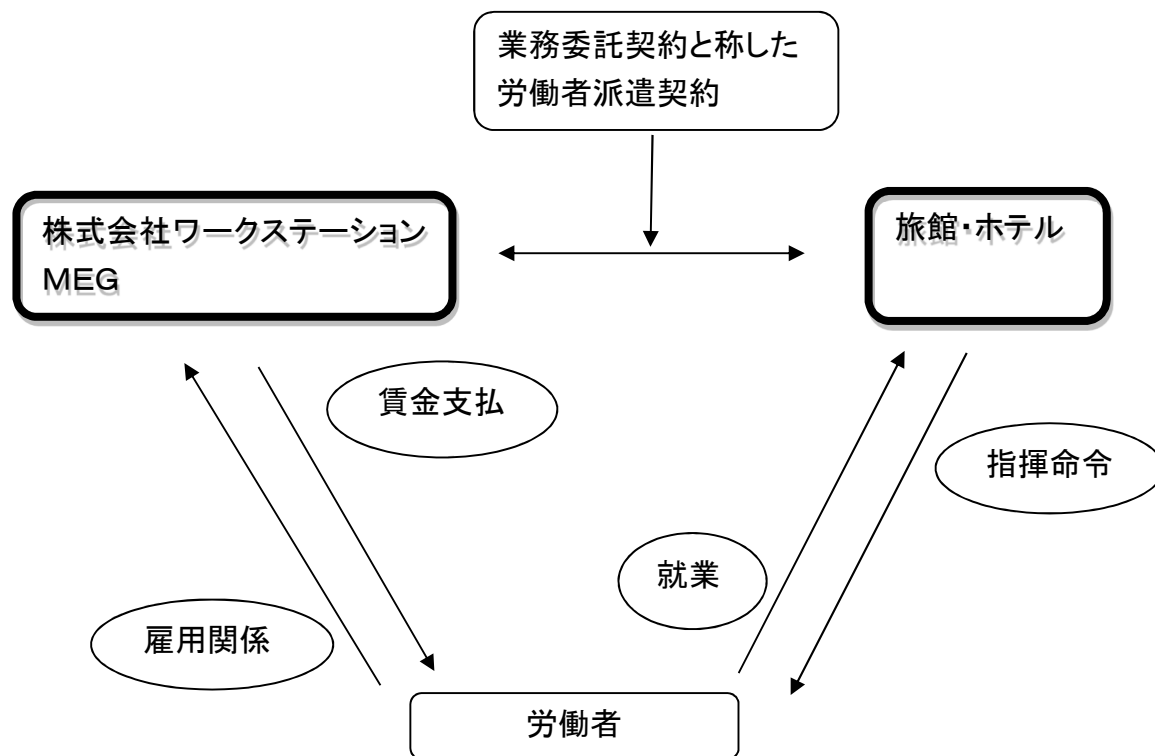
なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

- (1) 労働者派遣法第26条第1項
- (2) 同法第26条第5項
- (3) 同法第26条第9項
- (4) 同法第34条
- (5) 同法第35条
- (6) 同法第37条

2 上記「第3 処分理由」に係る労働者派遣法違反について、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

3 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律の規定に反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

※労働者派遣法の関係条文等は別添2をご参照ください。



(参考)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
(昭和六十年法律第八十八号) (抄)

(契約の内容等)

第二十六条

第一項

労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所並びに組織単位（労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に関して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十六条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第二十九条の二において同じ。）等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第四項

派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣（第四十条の二第一項各号のいずれかに該当するものを除く。次項において同じ。）の役務の提供を受けようとする者は、第一項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たっては、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする者の事業所その他派遣就業の場所の業務について同条第一項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

第五項

派遣元事業主は、新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該者の事業所その他派遣就業の場所の業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

第七項

労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、第一項の規定により労働者派遣契約を締結するに当たっては、あらかじめ、派遣元事業主に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣に係る派遣労働者が従事する業務ごとに、比較対象労働者の賃金その他の待遇に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報を提供しなければならない。

第九項

派遣元事業主は、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から第七項の規定による情報の提供がないときは、当該者との間で、当該労働者派遣に係る派遣労働者が従事する業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

(就業条件等の明示)

第三十四条

第一項

派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項（当該労働者派遣が第四十条の二第一項各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）を明示しなければならない。

- 一 当該労働者派遣をしようとする旨

- 二 第二十六条第一項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの
- 三 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所における組織単位の業務について派遣元事業主が第三十五条の三の規定に抵触することとなる最初の日
- 四 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所の業務について派遣先が第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日

(派遣先への通知)

第三十五条

第一項

派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

- 一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名
- 二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が協定対象派遣労働者であるか否かの別
- 三 当該労働者派遣に係る派遣労働者が無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別
- 四 当該労働者派遣に係る派遣労働者が第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 五 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第三十九条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第十八条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

(派遣元管理台帳)

第三十七条

第一項

派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 協定対象派遣労働者であるか否かの別

- 二 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別(当該派遣労働者が有期雇用派遣労働者である場合にあつては、当該有期雇用派遣労働者に係る労働契約の期間)
- 三 第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 四 派遣先の氏名又は名称
- 五 事業所の所在地その他派遣就業の場所及び組織単位
- 六 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 七 始業及び終業の時刻
- 八 従事する業務の種類
- 九 第三十条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により講じた措置
- 十 教育訓練(厚生労働省令で定めるものに限る。)を行つた日時及び内容
- 十一 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 十二 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 十三 その他厚生労働省令で定める事項

(改善命令等)

第四十九条

第一項

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第二十三条第三項、第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。